

# 東京圏（第5回）・関西圏（第4回）・養父市（第3回）・ 沖縄県（第3回）国家戦略特別区域会議 合同会議議事要旨

---

1. 日時 平成27年9月3日（木）16:59～18:02

2. 場所 中央合同庁舎8号館 講堂

3. 出席

石破 茂 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）

舛添 要一 東京都知事

黒岩 祐治 神奈川県知事

小泉 一成 成田市長

松井 一郎 大阪府知事

井戸 敏三 兵庫県知事（代理：吉本 知之 副知事）

山田 啓二 京都府知事（代理：山下 晃正 副知事）

広瀬 栄 養父市長

翁長 雄志 沖縄県知事（代理：浦崎 唯昭 副知事）

木村 恵司 三菱地所株式会社 代表取締役 取締役会長

竹内 勤 慶應義塾大学病院 病院長

阿曾沼 元博 医療法人社団混志会 瀬田クリニックグループ 代表

高木 邦格 学校法人国際医療福祉大学 理事長（代理：矢崎 義雄 総長）

手代木 功 塩野義製薬株式会社 代表取締役社長

角 和夫 阪急電鉄株式会社 代表取締役会長

服部 重彦 株式会社島津製作所 相談役

西辻 一真 株式会社マイハニー 代表取締役

平 将明 内閣府副大臣

西村 康稔 内閣府副大臣

伊藤 達也 内閣府大臣補佐官

坂根 正弘 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

坂村 健 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

工藤 和美 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

本間 正義 国家戦略特区ワーキンググループ 委員  
八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長  
川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理  
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

#### 4. 議題

- (1) 認定申請を行う区域計画（案）について
- (2) その他

#### 5. 配布資料

資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）  
資料1-2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）  
資料1-3 養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）  
資料1-4 沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

資料2 各分科会の開催状況について

資料3 東京都提出資料

資料4 神奈川県提出資料

資料5 成田市提出資料

資料6 大阪府提出資料

資料7 兵庫県提出資料

資料8 京都府提出資料

資料9 養父市提出資料

資料10 沖縄県提出資料

参考資料1 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿

参考資料2 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の概要

参考資料3 区域計画（東京圏・関西圏・養父市・沖縄県）

参考資料4 国家戦略特区 各区域の状況

---

○藤原次長 それでは、定刻でございますので、ただいまより「東京圏（第5回）・関西圏（第4回）・養父市（第3回）・沖縄県（第3回）国家戦略特別区域会議」を合同会議として開催させていただきます。

出席者は参考資料1のとおりでございます。

まず初めに、石破大臣より御発言をよろしくお願いいたします。

○石破大臣 国家戦略特区担当大臣でございます。

ゆう活などと言いながら、午後5時からの会議で大変申しわけございません。いろいろと事情がございまして、お許しをいただきたいと存じます。

本日の東京圏・関西圏・養父市・沖縄県の合同区域会議を開催するに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

これまでの区域会議におきます区域計画の決定を受けまして、東京圏で27事業の認定、関西圏で8事業の認定、養父市で11事業の認定、沖縄県で2つの事業の認定が行われまして、多くの具体的事業が目に見える形で実現しつつあります。皆様方の御努力に心から感謝申し上げる次第であります。

本日の合同区域会議は、東京都の特区の区域が都の全域に拡大されまして、また、今国会で成立しました改正特区法が9月1日に施行されましてから、初めて開催をいたすものであります。

この区域計画（案）には、新たにメニューに追加されたばかりの規制改革項目のうち「公証人の公証役場外における定款認証」、「地域限定保育士の創設」、「iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁」、「シルバー人材センターに係る特例」を早速に区域計画に盛り込み、合計14事業を追加しているところであります。

今日に至るまでの皆様方の御努力に心から敬意を表したいと存じます。

本日、できればこの区域計画（案）について決定をし、国家戦略特区の特色でありますところの内閣総理大臣の認定へと手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

有識者の先生方をはじめ、本日は多くの関係者の方々においでいただきましてありがとうございました。忌憚のない御議論をお願いし、速やかによい結論を得たいと考えております。お力添えをよろしくお願いいたします。

以上であります。

○藤原次長 大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様、御退室をお願いいたします。

（プレス退室）

○藤原次長 それでは、まず、議題1の区域計画（案）につきまして御審議をいただきます。

これより各特区ごとに当方より計画（案）などを説明させていただきまして、その後、関係するそれぞれの自治体、民間事業者の皆様コメントをいただきます。

なお、追加の御要望などがございましたら、その際にあわせて御発言をいただければ幸いです。

それでは、まず、東京圏につきまして、資料1-1に基づきまして、説明をさせていただきます。1-1をごらんになっていただければと思います。

まず（2）都市計画法の特例、いわゆる都市計画手続のワンストップ化でございますが、

今回は3件でございます。

⑥⑦まとめて申し上げますが、東京建物、三井不動産とがそれぞれ八重洲一丁目、二丁目におきまして東京駅と空港、地方とのアクセス強化を目的に地下のバスターミナルなどを整備しまして、別紙のとおり、都市計画の決定、変更を行うものでございます。

次の2ページの⑧森ビルのプロジェクトにつきまして、愛宕地区におきまして、外国人の滞在ニーズに対応した住宅や、サービスアパートメントなどを整備するため、都市計画の変更を行うものでございます。

続きまして(7)公証人役場外定款認証事業でございますが、一昨日、9月1日に施行いたしました改正特区法の追加の規制改革メニューを初めて活用するものでございます。公証人は本来、役場以外での活動はできないとされておりますが、本特例によりまして、4月より稼働しております東京開業ワンストップセンターにおきまして、定款認証等を行うものでございます。

最後に(8)地域限定保育士事業でございます。これも改正法の追加メニューを初めて活用するものでございます。保育士不足の解消に向けまして、神奈川県と成田市におきまして、3年間の当該地域での勤務を前提といたしました、年内2回目の保育士試験を来月初めて実施するものでございます。

以上の6つの事業につきましては、後ほど御審議いただきます。

続きまして、資料2をごらんになっていただければと思います。資料2に基づきまして、東京圏の各分科会についての御説明をさせていただきます。

東京都の都市再生分科会でございます。8月31日に持ち回りで開催いたしまして、今後、区域計画に記載する予定のプロジェクト、具体的には、三菱地所の大手町の常盤橋のプロジェクト、JR東日本の品川駅周辺のプロジェクト、住友不動産の臨海副都心有明のプロジェクト、その3件につきまして、計画の原案を確定いたしました。

次の成田市分科会でございますが、7月31日に第4回会合を開催いたしまして、同日付で内閣府、文科省、厚労省の3府省が決定いたしました別紙2の医学部新設に係る方針につきまして、分科会としての御審議、御了解をいただきました。今後、秋をめどに法令上の手当て、具体的には文科省告示の改正を行う予定でございます。

以上でございますが、本件につきまして、まず、舛添東京都知事より御発言をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○舛添都知事 それでは、資料3の東京都提出資料をごらんいただきながらお願いいたします。

今回の区域会議では、東京駅前、虎ノ門ヒルズ周辺の都市再生プロジェクト、東京開業ワンストップセンターの機能拡充の4つのプロジェクトを提案させていただきます。

資料の1ページをごらんください。まず、東京駅前ですが、2つの再開発ビルの地下に国際空港や地方都市を結ぶ大規模バスターミナルを整備いたします。あわせて、東京駅と

周辺市街地を結ぶ歩行者ネットワークの整備、空港24時間化に対応した多言語対応のラウンジ整備等により、交通結節機能の強化と利便性を向上させます。

資料の2ページ、虎ノ門ヒルズ周辺ですが、6月には業務系ビル、虎ノ門新駅、バスターミナル等のプロジェクトを認定していただきました。今回、愛宕地区におきます外国人ニーズに対応した住居、サービスアパートメントプロジェクトの認定を要請いたします。これらによりまして、虎ノ門ヒルズ周辺に外国人を呼び込む職住近接の空間整備が推進されます。都市計画法のワンストップ特例によりまして、今後、オリンピック・パラリンピックに向けてスピーディーに整備してまいります。

資料の3ページ、4月1日にジェトロ本部内に設置しました東京開業ワンストップセンターですが、これまでに200人以上の利用実績を上げております。さらに今回、新規メニューの公証人法の特例を適用し、センター内での定款認証が可能になります。公証人にも毎日常駐していただきます。今回の取組とあわせまして、東京都は先月末に、創業しようとする方々を対象としたセミナーをジェトロ内で実施しましたが、引き続き幅広い利用者を対象としたセミナーを継続的に実施し、にぎわい強化、利用者増に取り組んでまいります。

最後になりますが、先般、都内全域を指定区域にさせていただきました。東京都はこれまで現場の声をしっかりと聞いて、着実に実績を残していくと申し上げてきました。既にエリアマネジメント特例、都市公園内における保育所設置特例等については、数多くの自治体から活用ニーズが示されており、今後、積極的に推進してまいります。国におきましても、都市農業特区、島焼酎特区等の規制緩和の実現を要請いたします。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、黒岩神奈川県知事、よろしく願いいたします。

○黒岩知事 資料4をごらんいただきたいと思います。

まず1ページ目、これは当県からお願いをしておりました地域限定保育士、この計画認定をお願いいたします。

これまで早期の法施行・計画認定を要請していましたが、それもちょうんと応えていただけるとのことで、10月24日、25日に筆記試験を実施することになりました。ありがとうございました。

2ページ目、さらに、神奈川県では、この地域限定保育事業のほか、女性の活躍・社会進出を一層促進するため、国家戦略特区を活用し、②にあります外国人家事支援人材の受け入れも進めていきたいと考えております。早ければ年内にも区域計画に掲載していただき、認定をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3ページ、これは新規の規制緩和の提案になります。喀痰吸引制度、平成24年4月に始まり、介護福祉士・介護職員等でも実施可能になりました。ただし、現在では彼らが喀痰吸引等ができる施設は介護関係施設や障害者支援施設等に限られております。医療機関に該当する場合はできないということになっております。現場からの声として、医療機関、

例えば右に書いてありますけれども、医療型障害児入所施設・療養介護事業所、こういった所では、せっかく介護福祉士・介護職員等、喀痰の吸引等ができる人がいても、今は、できないということになっておりまして、現場では非常に労働が大変だ、せっかくできる人が横にいるのだから、ここでもやってほしいという現場の声が上がってきておりますので、この部分の対象施設の拡大ということを、特区の新たな規制緩和として実現をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、小泉成田市長、よろしくお願ひいたします。

○小泉市長 資料5、成田市提出資料の2ページをごらんください。

まず、本市の国家戦略特区事業の最重要課題であり、また、非常に強固な規制であると考えておりました医学部新設の解禁につきましては、先ほど御説明いただきましたとおり7月31日の第4回成田市分科会において「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」が示され、内閣府、文部科学省、厚生労働省の3府省により決定がなされました。これにより、本市に医学部を新設することが事実上決定されたものと認識しております。御検討、御調整をいただいた関係者の皆様方には、心より感謝を申し上げます。

本市では、方針にあります最短スケジュールである平成29年4月の医学部開学を目指し、早速準備に着手したところでございます。今秋にも予定されている特例の措置、その後の事業者選定のタイミングに合わせ、スピード感を持って進めていきたいと考えておりますので、今後も御協力をお願ひいたします。

また、医学部の新設に必要な不可欠であります附属病院設置のための病床規制に係る医療法の特例や、土地利用の規制緩和につきましても、今後も引き続き要望させていただくとともに、協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、地域限定保育士試験の実施につきまして、このたび、区域計画の変更において、本市における特定事業として記載されたことは大変喜ばしく思っております。本市におきましても、保育士の確保が非常に困難な状況でありますので、地域限定保育士試験を実施し、成田市で働くことができる保育士が増えることにより、保育士不足の解消や待機児童の減少にも寄与するものと確信しております。先般行われた受験者募集におきましても予想をはるかに上回る数の応募があったと伺っており、大いに期待しているところでございます。

しかしながら、今年度の試験の実施についてはスケジュールが非常にタイトでありますので、引き続き千葉県との相互協力のもと、試験の実施に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、民間事業者代表の方々から御発言をいただきます。

まず、三菱地所株式会社、木村会長、よろしくお願いいたします。

○木村取締役会長 都市再生分野につきまして、ちょっとコメントをさせていただきます。資料はございません。

先ほどお話がありましたとおり、本日、3つのプロジェクトが提案されまして、また、31日の分科会におきましては、さらに3つのプロジェクトの素案が確定、都市計画手続に進むことになっております。

これらのプロジェクトにおける交通結節機能の強化とか、あるいはMICE機能の強化、ビジネス交流機能の強化等によりまして、東京の国際競争力がさらに強化されるものと期待をいたしております。

都市再生プロジェクトにつきましては、あらかじめプロジェクトごとに意欲的な都市計画決定等のめどを設定していただきまして、なおかつ、事前に都市再生分科会を活用した関係者の合意が行われることで、行政協議とか、あるいは地権者等の関係者間の調整のスピードアップが見られ始めております。都市再生のスピードアップにつきましては、建設投資の前倒しとか、あるいは外資系企業融資の前倒し等につながりまして、大きな経済効果を生み出します。私どもディベロッパーといたしましても、引き続き都市再生分科会の積極的活用等によりまして、都市再生プロジェクトのスピーディーな達成に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、国際医療福祉大学、矢崎総長、よろしくお願いいたします。

○矢崎総長 これまで4回の東京圏、成田市分科会において、国家戦略特区における医学部の新設について検討をいただきました。先ほどのお話のように、7月31日の第4回目に関係省庁より医学部新設についての方針が示されまして、決定されたことについて、大変ありがたく存じます。

私どもがこれまで何回か御説明申し上げましたように、医学教育の改革は講座や診療科という従来の慣習や既得権に阻まれて、今日まで内向きの議論に終始してまいりました。その結果、グローバルスタンダードからは、もはや医学教育課程とはみなされないという大きなおくれをとっているのが現状であります。

本学が提案しております新設医学部では、今回、決定されました方針に従いながら、既存の医学部ではその実現が極めて困難なグローバルな視点から、世界基準を超えた異次元と言える医学教育の改革をモデル事業として実施することを目指します。

このような新しい医学教育を通じて、わが国の一層の国際化、経済の活性化に貢献したいと思っております。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

民間有識者の方々を含めた御審議につきましては、後ほどまとめてさせていただきます。

続きまして、関西圏の計画（案）の審議に移らせていただきます。

資料1-2をごらん下さい。

（3）道路法の特例でございますが、兵庫県姫路市が姫路城周辺におきまして、自転車の駐車器具等を設置するものでございます。

続きまして（6）血液由来特定研究用具製造事業でございますが、こちらも改正法の追加メニューを初めて活用するものでございます。具体的には、京都市にございます株式会社iPSポータルが、これまで禁止されておりました血液の使用によりまして、iPS細胞から試験用細胞などを製造いたします。

3つ目、最後でございますが、2ページ（7）地域限定保育士でございます。大阪府が年内2回目の保育士試験を来月に実施するものでございます。

以上の3つの具体的事業につきまして、まず、松井大阪府知事より御発言をお願いいたします。

○松井知事 まず、区域会議の項目につきまして、今回の法改正で国家戦略特区特別区域限定保育士試験が創設されまして、大阪府では通常試験の約1.6倍、5,000名の方の受験が見込まれております。今後ますます保育の受け皿に拡大が求められる中、不足する保育士を確保し、待機児童解消や保育の質の向上を図ってまいりたいと考えています。

次に、今後の提案についてですが、革新的医療機器の開発迅速化については、日本再興戦略に位置づけていただきまして、感謝を申し上げます。まず、医療機器については早急に制度化をお願いいたします。また、これらにとどまらず、医薬品分野においても積極的な提案をしていきたいので、よろしく申し上げます。

最後に、ふえ続けるインバウンドのお客様への対応といたしまして、民間空き家住宅を宿泊施設として利用する制度をつくっていただきまして、ありがとうございます。大阪府といたしましては、これに伴う条例改正を9月にやるのですけれども、現在、宿泊日数が何回以上という規制があります。これが本当にニーズに合っているのかどうかを、条例改正後、早急に検証していきたい。

要は、きょうの新聞にも出ていましたけれども、今、大阪ではホテルの稼働率が90%を超えておりまして、東京から出張されてももうホテルがないという状態でありまして、せっかくアベノミクスで非常にお客様が海外からいらしていただいている。そして、その人たちに消費拡大をしていただいているのに、水を差さないように、このお客様を逃がさないようにしていきたい。そのために民間空き家住宅を使いたいと思っているのですが、7日間以上という部分が本当にお客さんのニーズに合っているのかどうか。もちろん定住者に安全、安心をしっかりと認識していただけるような取り組みは進めてまいりますので、早急に条例が通りましたら検証いたしますので、追加でまたお願いをする機会があると思いますので、迅速なる対応をぜひともお願いいたします。

どうもありがとうございます。

○藤原次長 追加提案も含め、御発言ありがとうございました。

続きまして、吉本兵庫県副知事よりよろしくお願いいたします。

○吉本副知事 それでは、資料7の1ページをお願いいたします。国家戦略道路占用事業につきましては、姫路市が世界遺産姫路城周辺におきましてコミュニティーサイクルポートを設置するものでございます。姫路城は平成の大修理を終え、今年3月にグランドオープンを行いました。この際にはドイツのノイシュヴァンシュタイン城と友好協定を締結いたしまして、国際的な認知度の向上にも力を入れております。7月には入場者がオープン後100万人を突破いたしまして、今年度は最終的には200万人を超える見込みでございます。国内外からの観光客が増加している状況でございます。

このような中で、外国人観光客も含めました来訪者に、回遊性の高い、手軽で便利な移動手段を提供いたしまして、まちなかのにぎわいや活気を創出したいと考えてございます。

2ページ目、次回以降、追加希望の特定事業の特定非営利活動法人設立促進事業でございます。本県では、阪神・淡路大震災を契機にNPO活動が非常に活発でございまして、県内で2,000団体を超えるNPO法人が設立をされております。今後さらに、地域創生などの地域の課題解決に取り組むNPO法人の設立を促進いたしますため、縦覧期間の特例措置、2カ月を2週間にすることを活用いたしたいと考えてございます。次回の区域会議に向けて、今後、縦覧手続の変更準備や関係機関との調整を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

3ページ目、今後、追加希望の規制緩和事項であります。

1件目、粒子線医療研修を受ける医療チーム構成員の在留期間の緩和でございます。これは現在、研修目的の在留期間が最長1年になっておりますのを、最長2年に緩和していただきまして、兵庫県立粒子線医療センターにおきまして、国外医療機関の医師等を受け入れ、約2年間の研修を実施したいというものでございます。本県におきましては、台湾の台北医学大学と中国医薬大学の2大学と協定を締結いたしまして、粒子線医療OJT研修の準備を進めております。こうした研修を通じまして、日本製粒子線治療装置の海外輸出の促進も図っていききたいと考えております。これにつきましては、内閣府に御尽力いただいておりますが、年内には特例措置が講じられるよう、どうぞよろしくお願いいたします。

4ページ目、先進医療検体検査の外部委託容認でございます。現在、先進医療に係ります検体検査につきましては、国の通知で保険医療機関以外では実施してはならないことになってございます。先進的な医療技術や医薬品・医療機器の開発といった分野におきましてはスピード感が重要でございます。例えば先進医療による乳がんの再発リスク分析を行おうとした場合に、そのための特殊な検査システムを大学病院内で新たに全て整備するには時間もかかり、過大な投資が必要でございます。むしろ、医療機関の責任のもとで、一定の技術や品質管理能力を備えた民間検査事業者に委託する方が合理的であります。それによって、新しい医療技術の実用化までのスピードアップや、国際競争力の強化につながるものと考えております。このような外部委託の特例措置について、御検討をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、山下京都府副知事、よろしくお願いいたします。

○山下副知事 資料8をごらんいただきたいと思います。

1 ページ目、先日、平副大臣に京都での拠点をご視察いただきましたiPS関係でございます。今回、血液の活用についての規制緩和をいただいたことで、従来の再生医療だけではなく、創薬とか健康食品などの分野でもiPSを使った新たな市場開拓ができるということになります。このiPSポータルを中心に、京都で総力を挙げてそういう新しい産業興しに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の追加項目は2点ございますが、私からは1点だけを申し上げます。医療法の規制緩和は、島津の服部相談役さんからお話をいただきます。

今後の医薬品開発の戦略上非常に重要なのが、核酸をターゲットにした新しい医薬品開発でございます。核酸を中心とした医薬品開発の新しい展開が非常に有望視されております。これは世界的な競争が始まっているわけでございますが、日本ではまだ上市されたものはないという状況でございます。この分野につきましても、再生医療製品と同様の規制緩和か、新たなガイドラインを整備していただくことによって、世界的な競争に勝てる創薬に励みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、民間サイドから、まず、塩野義製薬、手代木社長よりお願いいたします。

○手代木代表取締役社長 先ほど松井知事からも御発言がございましたが、関西といたしましては、ぜひとも医療機器の開発迅速化に向けまして、早期の制度化をお願い申し上げたいと思っております。

私がたまたま副会頭を務めております大阪商工会議所を初め、関西では10年以上前から次世代の医療機器産業フォーラム等を通じまして、大学研究機関のニーズと製造業をつなぐ取り組みを行っております。オールジャパンとしても強みを有していると確信しております。この新たな制度の実現によりまして、関西で産学官連携を強化して、さらにスピード感を持って医療機器開発の具体的な成果を生み出せる環境づくりにつきまして、強力に推進してまいりたいと思っております。

また、私ども関西地域は医薬品の分野におきましても、かねて全国の大学研究機関、企業のシーズ、ニーズのマッチングを行っております。成果も確実に上げておると思っております。今回の医療機器の例に倣いまして、何らかの形で医薬品の早期承認が可能となれば、さらに開発が促進していくと思っております。

国がオールジャパンとして強力に推進いただいております先駆け制度等を最大限に活用しつつ、関西ならではの新たな枠組みがないかということにつきまして、ぜひ提案をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、島津製作所、服部相談役よりお願いいたします。

○服部相談役 資料8の1ページでございますが、先ほど山下副知事からお話ございましたように、去年の9月にこの会議で提案させていただきました「iPS疾患細胞の規制緩和」につきまして早速ご検討いただき、今回の会議に正式にご提案いただき大変感謝しております。本件は産業界としては非常に重要な案件でございます。iPSの応用は再生医療も非常に重要ですが、いわゆる疾患iPS、病気になった人のiPSを大量につくって創薬に使うことができれば新薬の開発あるいは難病薬の開発期間を短縮するのに大変重要な役割を果たすと考えています。iPSポータルを中心に一日も早く事業化していく予定です。本当にありがとうございました。

次は2ページ下段、医療法の規制緩和の提案でございます。現在日本中を挙げて医療機器の振興策に取り組んでいただいているわけですが、その中で今日はPETという装置、Positron Emission Tomography、の管理区域の規制緩和についてご提案させていただきます。現在PETは、がんの早期発見に多く使われています。今注目されているのはこのPETをCTやMRIと組み合わせた複合機としてアルツハイマーの早期発見に使用する試みで既に世界中で始まっています。しかし日本では設置場所に関する規制が厳しく、すでに複合機を所有している研究所でのみ研究が許されています。今後研究を加速するためには可搬型のPETを開発しPETをMRI、CTの部屋に持ち込んで研究が行える環境を作る必要があります。

いろいろな法律がございますので、なかなか難しいのですが、まず、専門家によりガイドラインを作成いただき、ワーキンググループの中で安全性など検討いただくことから進めていただいて、ぜひ規制改革をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、養父市の計画（案）の審議に移らせていただきます。資料1-3をごらんいただければと思います。

まず（2）農業生産法人の役員要件緩和に係る事業でございますが、3件ございます。

⑨は福島県相馬市に本社を置きますトーヨーエネルギーファームがトマトを栽培し、加工品として製造販売するものでございます。

⑩の山陽Amnakは同じ兵庫県の三木市の会社でございますが、養父市におきまして酒米をつくりまして、日本酒の製造販売をするものでございます。

⑪の福井建設とオークの共同事業ということですが、モチ米をつくりまして、餅商品の製造販売をするものでございます。

いずれにしましても、農業生産法人を設置あるいは移行いたしまして、役員要件緩和の特例措置を使いまして、土地の所有等を実施するものでございます。

続きまして、（5）国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業についてでございます。

本特例によりまして、健康な高齢者の就業拡大を促すことを目的に、兵庫県シルバー人材センター協会が、これまで禁止されていましたが週40時間までの労働を前提に、高齢者の労働者派遣事業を行うものでございます。

以上、4つの具体的事業でございますが、広瀬養父市長より御発言をよろしくお願いいたします。

○広瀬市長 まず最初に、農業生産法人の追加。3事業者追加いたします。このことによりまして、既に認定を受けております8事業者を加えまして11事業者になります。このことよって、例えば養父市の再生可能な耕作放棄地が5年後には70ヘクタール再生できるということでございますし、また、新たな雇用の創出については、6次産業化によりこれから5年後には100人になるというものであります。

シルバー人材センター会員の労働時間の拡大ですが、今回の特区法の改正により新たに取組もうとするものであります。シルバー会員の派遣時間の延長を養父市内で行うということであります。

次に資料の2ページ、追加すべき新たな規制改革事項についてということでございます。3点あります。

1つは、農業生産法人のさらなる要件緩和ということですが、これにつきましては、農業者以外の議決権（出資比率）を2分の1以上にする。事業要件についても当該法人事業において農業以外の売上高が2分の1以上でも認めるというものでございます。

第2回の区域会議で、有識者の方から、企業が農地を所有した場合、農地が耕作放棄地や産業廃棄物置き場になるような懸念を完全に払拭するため、養父市においてはこうしたことが万が一発生した場合の罰則や、自治体みずから講じた農地の買い取りなど、原状回復の担保措置を市の条例により早急に講じる必要があるという御意見をいただいております。このことを受けまして、養父市では市独自で農地を保全するための仕組みを整備いたします。

記しておりますが、企業者、農地を所有する事業者から10アール当たり15万円の積立金を徴収し、5年間農地を保全していただければ、農業をやっていただければ、あと5年間をかけて順次返していくというものでございます。もし、途中で農地が保全できなくなりましたら、その積立金を使って市が管理するというものでございます。こういう条例をみずからつくって、この規制緩和をさらに進めていきたいということでもあります。

シルバー人材センター会員のさらなる労働時間の拡大につきましては、臨時的かつ短期的な就業の目安であります月10日について、日数を拡大する。その他軽易な業務に係る就業の目安である週20時間についても時間を拡大するというものであります。派遣業務だけではなく、臨時的・短期的・軽易の労働の拡大が労働力の確保につながるということで、このことを強くお願い申し上げたいと思います。

3点目、中山間地域における地域医療の充実を図るため、遠隔医療の実施及び関連する規制の緩和を行うということで、安全、安心なまちづくりを行うものであります。「日本再

興戦略」改訂2015に盛り込まれた4点、テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例、遠隔診療の取扱いの明確化、小型無人機に係る健全な利活用の実現、小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化、このようなことをお願いするものであります。高齢化が進む地域、交通手段に乏しい地域での遠隔医療、ドローンの活用による医薬品の販売、このことにより、定期的な診療による糖尿病患者等の重症化予防、重症化予防による医療費の削減等を図ろうとするものであります。

最後に、一つ私のほうからのお願いであります。国家戦略特区を受けまして、非常に我々も期待しながら努力してきているところでございます。指定から1年半たちました。重点事業をほぼ全て実現に向けてスタートいたしております。内閣府の皆さんには非常に厚い支援をしていただきまして、感謝しているところでございます。

しかし、規制所管省庁に対する失望感もあることも事実であります。余りにも時間がかかり過ぎるということでもあります。例えば先ほどの農業生産法人の出資要件の緩和であります。やらせないための議論、そういう理由ばかりがなされておいて、今回、それらに終止符を打つために市が責任を担保するというところで条例提案までしたわけでございますので、何とぞこの辺のところは、我々としても腹をくくって取り組んでいるわけでございますので、ぜひ実現をしていただくようお願い申し上げたいと思います。

シルバーの臨・短・軽の労働時間についてもまさにそのとおりであります。人口の3分の1以上を高齢者が占める地域において、元気な高齢者が働きたいというのに働けない、そういう制度があっているのかどうかということでございます。何とかお願いしたいと思えます。

地方創生が言われておりますが、地域の創意工夫、知恵や汗を出す、我々もそうした思い切ったことをやろうとしておりますが、地方が幾ら訴えても、国のほうで響くものがないければ、わかっていただこうとしていただかなければ、これは本当に前に進みません。いつまでたっても行き着かない。そのうち地方はひよっとしたら絶えて倒れてしまうかもわからないということでございますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○藤原次長 大変厳しい御指摘を含めて、ありがとうございました。

最後に、沖縄県の区域計画（案）でございます。資料1－4でございます。

地域限定保育士事業の内容につきましては、東京圏、関西圏におきまして御説明させていただきましたとおりでございます。沖縄県におきましても、本事業の活用によりまして、保育士不足の解消、雇用の創出、子育て世帯の育児負担の軽減などにつながるが見込まれます。

本事業につきまして、浦崎副知事より御発言をお願いいたします。

○浦崎副知事 沖縄県は、国際観光・イノベーション拠点の形成を目指し、国家戦略特区の規制緩和メニューを活用した事業展開に取り組んでおります。

今回、区域計画（案）に盛り込んだ国家戦略特別区域限定保育士事業について、資料の

中で御説明させていただきます。

1 ページ、当該事業では、通常年 1 回実施しております保育士試験をもう一回追加で実施することにより、新たに地域限定保育士を創出します。これにより、保育士不足の解消を図り、県内の育児環境、雇用環境を向上させ、ひいては観光客の受け入れ態勢基盤強化を推進してまいります。

次に 2 ページ、今回の事業の背景となる沖縄県の特徴を示す数字を 2 点御紹介いたします。

まず、合計特殊出生率が 1.86 と全国第 1 位となっております。次に、人口増加率については 0.4% の増で、東京都に次いで全国第 2 位となっております。

続いて 3 ページ、沖縄県においては、平成 26 年度の待機児童数は 2,160 人と、東京について全国で 2 番目に多くなっております。そこで、沖縄県では潜在的なニーズも含めた待機児童解消を目指して平成 29 年度末までに保育定員 1 万 8,000 人の増に取り組んでいるところであり、目標達成には保育士があと 2,300 人必要と試算しております。

最後に 4 ページ、待機児童解消に必要な保育士を確保するため、沖縄県においては正規雇用化の促進、産休等の代替職員配置支援、復職支援等に取り組んでおります。これらの取り組みに加えて、地域限定保育士試験の実施により、さらに保育士の確保が推進できるものと考えております。

現在、沖縄県では 10 月 24 日、25 日の筆記試験実施に向け、試験会場の手配や手数料条例の改正等の準備作業を進めているところでございます。地域限定保育士試験の円滑な実施のため、本日御出席の皆様におかれましては、沖縄県の区域計画（案）に御理解、御支援のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの 4 つの各特区の区域計画（案）や追加要望も幾つかございましたが、民間有識者の皆様、政務の皆様より御発言をお願いいたします。

まず、民間有識者の方々、いかがでしょうか。

坂根議員、よろしいでしょうか。

○坂根議員 坂根でございます。

全般的な感想にしかならないのですが、いろいろところで民の参入が具体化しつつあることを私は高く評価したいと思います。結局、特区も最後は民がどれだけ本気になって進出する気になるかということだと思います。

それから、私は地方出身で、今、地方創生のメンバーである立場から言えば、やはり今、一番元気なのは東京です。やはりこの国は東京だなということになるのですけれども、きょうの知事の話の通り、東京は国際都市機能の部分がメインですし、あとは社会保障です。神奈川も同様ですが、国際都市機能と社会保障で大都市が具体化をどんどんすすめるということは非常にいいことだと私は思います。

一方で、基礎自治体の中で一番小さい養父市につきましては、私は早い段階で見学させていただきましたので、今回、新規の3社が進出ということで、かなり民間の方の活動が具体化していることに対して心強い思いがしました。一方で、今、市長から話がありましたように、小さい基礎自治体というのは具体化することも早くできるけれども、成果を上げるのは大変だということを皆で理解して支援をすることが必要だと強調しておきたいと思います。

養父市や沖縄で今、KPIと言われるようなどんな指標で見れば進捗状況がわかるかという紹介がありましたけれども、観光客数については既に全国レベルでKPIが明らかになっております。ぜひ特区それぞれに大事な部分のKPIをつくっていただいて、その進捗状況を報告いただいたらわかりやすいと思います。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

坂村議員、お願いします。

○坂村議員 私もまず最初に、民間事業者の方がたくさんいらっしゃるということは非常にいいことだと思いました。

あと2点ほどちょっと言わせていただきたいのですが、1つは、評価ということがこれから多分重要になってくると思うのですが、前にやった構造改革特区では227件のいろいろな規制緩和の実績があったが、今度は700件ということが非常に大きな成果なのですが、実はそれだけだとなかなか一般の方によくわからないのではないのでしょうか。構造改革特区で227件といわれても、変わった感じがしないという感じ方ですから、じゃあ今度は700件といっても、だからそれで?となってしまいそうです。

要するに、今、多くの方が気にしているのは経済効果があるのかということですので、それにストレートに答えるには、件数も重要なのですが、経済効果の推定が——推定であっても、結局「いくら分の経済効果」というのがマスコミの人などには一番ストレートに伝わると思うので、それを出すべきだと思います。例えば審査に3カ月かかっていたものが1週間になったというのも、担当者には重要性がわかるのですが、それが経済効果としてどういうことになるのかというのを何らかの形で比較できるような数字にしてくれないと一般には伝わりにくい。その計算というのはそれなりに当然大変だと思うのですが、そのような推定の過程で逆に見えてくるものもあると思います。ぜひこれはどうするかを考えるべきだと思います。経済の原則に乗るというのは、結局比較しかないので、前よりよくなったということを実質的に示す必要があると思います。

ただ、そういう計算では、先ほど養父市の話も出ていたのですが、養父市のようにベースの経済規模が非常に小さいところはいくら効果があっても絶対金額で埋もれてしまい、東京みたいに大きいところは大きな数字を割と出しやすいは不公平と思うのです。そこだけの絶対金額では埋もれるので、養父市が積極的に動いたことで可能になった改革——農地の売買とか、賃貸する際の面積の引き下げで農業法人の参入が可能になるということが、

例えば5年後には全国でどういう経済効果を生むのかということで見れば、それも養父市の貢献として出せると思うのです。ただ、そういう計算は非常に大変なので、養父市なら養父だけ市のスタッフだけでやっていただくのではなくて、日本最大のコンサルファームというのは政府ですから、そういう計算をするのに政府が助けるべきだと思います。特区に自分で計算して持ってこいと言うだけではなくて、政府も助けて、改革の結果どのぐらいの経済効果があるのかということの指標を出すべきではないかと思います。

2番目に言いたいのが広報の重要性なのですけれども、経済効果とかを数字を出してわかりやすくマスコミに言うと、今回の特区は非常に効果があるんだということがみんなにわかってくると思うのですけれども、それがその後の改革のパワーにつながります。

あと、もう一つ言いたいのは、実は国家戦略特区が取り上げた結果、担当省庁で、特区でやられるぐらいならと、頑張ってみ直して「特区にしなくてもできるようになりました」と言ってくるものが結構あったと私は思うのです。いろいろヒアリングをしているとそういうケースが多いと。そういう形のものも戦略特区の成果というところが意外と知られていないので、言い方が難しいのですけれども、特区自体ではなくて、特区という枠組みが、規制の再評価機関として非常に効果を上げているのだということをぜひ大臣、副大臣は主張していただけたらと思います。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。八代委員、お願いします。

○八代委員 既にほかの委員の方から御指摘がありました。東京の国際都市機能というものが、戦略特区を使って大きな効果が上がったというのは非常に大事なことです。

神奈川県も、ほかの地域も、それぞれ頑張っていておりますが、こういう特区间競争をもっとどんどん奨励していくことが大事ではないかと思います。

この点、東京都のほうで、都民にとって住みよい都市にするためには今、一番住民のニーズの高い保育とか介護というのも大事なわけです。その意味でも今回、例えば神奈川県に使っていただいている家事支援外国人受け入れ事業、これは決して狭い意味の家事サービスだけではなくて、結果的に保育とか介護の在宅でのサービスを向上させるためにも有効なものであるわけですし、神奈川県以外のところでも、沖縄も含めまして、ぜひこういうものをどんどん活用していただければと思います。

もう一つ、ほかの委員の方も指摘されていますが、養父市は非常に大事なこととして、規制緩和だけではなくて、規制緩和に対する不安を和らげるための一種のセーフティーネットと言いますか、事業者が問題を起こしたときにそれにペナルティーを与えるための積立金の活用というすばらしい仕組みを条例で制定されました。ぜひこのやり方をほかの特区もどんどん活用していくと、そういう形で、構造改革特区もそうだったのですが、特区间の競争を激しくすることによって、お互いにベストプラクティスを普及させるということぜひ国家戦略特区でも進めていただきたいと思います。

○藤原次長 本間委員、お願いします。

○本間委員 ありがとうございます。

フロントランナーとしての第1次指定の特区の役割というのは非常に大きいと思っております。2次指定があり、今、3次指定の審査をしているところでもありますけれども、1次指定がどれぐらいパフォーマンスを見せたかということが、続く人たちのモチベーション、あるいは今後、特区だけではなくて、全国に広がる規制改革への評価といたしますか、それらにつながっていくと思われまます。そういう意味で、スピード感を持って事業そのものを行っていただきたいということが第一であります。

私自身、農業が専門ですので、どうしても養父市の話になってきまして、既に御指摘があったところですが、農業生産法人そのものの要件緩和の中で、一番大きいのは農地取得ということで、これまで実現されていないということがありますので、ぜひこの新しい制度を使って農地取得を実現していただきたい。それが全国的な農業の再生につながる突破口になるのではないかと考えております。そのためには、どの程度のニーズがあって、新しい仕組みの積立金制度が、それを後押しするのか、あるいはブレーキとなるのかといったところも含めて検証していかなければいけないのではないかと。これは非常に大きな実験でありまして、こういうことが成功すると、必ずや全国に広がっていくと。農地法の改正まで含めた大きな実験だと思っておりますので、ぜひ積極果敢に取り組んでいただければと思います。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

○工藤委員 重ならないように発言させていただきます。

ワーキンググループのほうで各省庁といろいろ交渉させていただいた結果として、幾つかのことが前に進んだと思うのです。この先、トップランナーで行っている特区の方々から、今回、出ている新規提案、例えば喀痰吸引制度の問題も限ったところではなくてとか、実はこういうところがすごく大切だと私は思っています、まず1本目にするとき、どうしても皆さん方、慎重になるので、かなり限っているのです。最初からもっと適用範囲を広げてという思いもあったのですが、そこはなかなか限ってしか実施することはできなかったのですが、その効果みたいなことをぜひ皆様方から伝えていただいた上で、こういう形でまた新規提案が膨らんでいくことによって、有効性が広がっていくのではないかと考えて、今、お聞きしておりましたので、きょうはそのあたり、今後もまた広げていかなければいけないと感じました。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

両副大臣、補佐官よりいかがでしょうか。

平副大臣。

○平副大臣 ありがとうございます。

まず、地域限定保育士を各地域に採用していただいて、本当によかったなと思います。

あと、養父市ですけれども、市のほうで保全措置の条例化をしていただくことは、本当にありがとうございます。一緒に戦っていきたいと思います。

神奈川県のカラダ吸引は、私の友人のお嬢さんがちょっと障害を持っていて、小さいころから、自分でできるので自分で吸引をしていて、ただ、それが障害で普通の小学校とか幼稚園に行けないということがありましたけれども、今の制度から考えれば、対象施設拡大も合理的だと思いますので、これはすぐにでも、特区でなくてもいけそうな感じがします。なので、重点的にやりたいと思います。

また、大阪の旅館業法の件で、さらに深掘りという話が出ましたが、今、インバウンドの観光客が思いのほかふえていて、そのスピードに皆ついていけずに問題が顕在化しているということなので、ここは一つ集中的に、観光分野において特区制度を使って何ができるのかということは考える必要があるだろうと思いました。

先日、京都のiPSポータルにお邪魔させていただいて、まさに特区の機能が最大限発揮された事例だと思います。グローバルに競争して、時間との闘いをしている中で、うまいタイミングで緩和ができて、こういったところがポテンシャルを発揮できるということでもありますので、こういうところは本当によく拾い上げて、クイックレスポンスでやっていきたいと思っています。

今、坂村先生から経済効果という話がありましたが、多分そこまでいかないといけないだろうな。アベノミクスの第3の矢で特区制度と書いていますけれども、では、一体経済にどれだけ効いているんだという話になりますので、そこでいわゆる定量的な評価を入れることと、一方で、岩盤規制を崩すことによって環境変化して、ビジネスチャンスがふえてという試算もできないことはないと思いますので、それを複眼的に、そろそろそういうことを視野に入れながら、対応する必要があるかなと思っています。国のほうもさらに気合を入れて頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤原次長 ありがとうございます。

西村副大臣、お願いします。

○西村副大臣 各位からそれぞれに事業を御提案いただき、また、進めていただいていることに感謝申し上げたいと思います。私は成長戦略を担当している立場から、何より国家戦略特区は本当に成長戦略の中核の一つであり、日本の成長を牽引していただく事業やエリアであると思っています。ぜひ引き続き、いろいろな提案も出していただきたいですし、我々もスピード感を持って対応していきたいと思っています。

地域保育士の話は、女性の活躍推進とあわせて少子化に歯どめがかかるかなという雰囲気が出てきている感じを持っています。しかし、現場では全く保育士が足りないという悲壮な声もたくさん聞いておりますので、全国的に広げていくという次のステップにも入らなければいけないと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、養父市の問題提起、積立金の話は、大変いい問題提起をしていただいたと思

っています。次のステップとして農業、雇用の分野がまだ弱いと言われておりますので、我々も力を入れてやっていきたいと思っております。

日本社会はある段階を超えるとみんなが一斉に動き出すという特性があります。たとえば、社外取締役も経団連ではものすごく反対されましたけれども、一度動き出すと一斉に多くの企業が社外取締役を導入しました。2人以上だというと多くの企業が2人以上導入しましたので、むしろ質のほうの方が今後、問題になってくるのだと思います。つまり、最初の動き出しがしんどいとは思いますが、動き出すところを特区の各エリアで頑張っていて、我々も後押しをしていきたいと思っております。

大阪の話はまさに、競争力会議や特区の諮問会議でも私から問題提起しましたけれども、シェアリング・エコノミーという新しい時代の経済のスタイルにどう仕組みを対応させていくのかというところがまだ間に合っておりません。現在は、新しい枠組みの一つとして、7日以上というところでスタートを切っています。一方で、この問題に限らずいろいろなものをインターネットを通じてシェアをしていくシェアリング・エコノミーというのは新しい動きになっておりますので、これに対応する仕組みを考えていきたいと思っておりますし、その一つの先導役として特区でこうした事業を進めていくということだと思っております。さらに浸透させていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

伊藤補佐官、お願いします。

○伊藤補佐官 本当に皆様方に御尽力いただきまして、ありがとうございます。

お話をお伺いして国家戦略特区を活用して、さらにイノベーション・ハブの形成やイノベーション産業を創出していく、それをスピード感を持って後押しすることができるような骨太の施策を地方創生の観点からもさらに考えていきたいと思っております。

それから、広瀬市長からのお話、私どもも真摯に受けとめて、現場の皆様方の危機感、問題意識というものをしっかり大臣のもとで共有をしながら進めていきたいと思っております。

御尽力いただきまして、本当にありがとうございます。

○藤原次長 ほかにいかかでございますでしょうか。

大変多くの貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

追加要望につきましては、既にワーキンググループなどでも取り組ませていただき、一定の結論が出たものがございますけれども、引き続きワーキンググループ、さらには諮問会議で御審議させていただきたいと思っております。

それでは、時間もまいりましたので、4つの特区、東京圏・関西圏・養父市・沖縄県の区域計画（案）の内容につきまして、本日の区域会議で決定させていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○藤原次長 ありがとうございます。

計画につきましては、次回の特区諮問会議にお諮りした上で、速やかに認定申請手続に入らせていただきます。

特区法8条4項に基づく事業者による申し出手続についても、並行して実施させていただきます。

それでは、最後に石破大臣より一言お願いいたします。

○石破大臣 長時間内容のある御議論、大体原稿に書いたものを読むというのがこの手の会議では多いのですが、そうではない御発言も多々ございました。

実は、私どももこの国家戦略特区というものの特性を踏まえて、速くなければいかぬということ、それには強力なリーダーシップが必要であるということで、こういう仕組みを組んでいるつもりでございますが、つもりだけではしょうがないので、養父市長がおっしゃるような問題点は、私どもとしても改善をしていかなければならないと思っております。

また、経済効果につきましても、政府としてそういう手法をきちんと開発をしてやっていかなければなりません、先般も国家戦略特区のフォーラムというものをやったのです。多くの自治体の方々にも御参加をいただきましたが、そもそも国家戦略特区って何などという自治体が全国1,718市町村のうちたくさんあるのであります。どんなにいい仕組みをつくっても、手を挙げてもらわなければどうにもならないということでもありますし、民間でも今の仕組みのほうがカンファタブルという方々も大勢いらっしゃいますので、そうしますと、そういう方々が、民間が、民間を邪魔しているみたいなことも私はないとは言いません。

規制緩和についても、特区にしても、官が邪魔しているというよりも、違う構図が実はあるのだというのが私の認識でありまして、平副大臣の言葉を借りれば、そういうものとも戦っていかねばならないというのがこの国家戦略特区の宿命であって、戦いは勝つためにやるのであって、負けては仕方がないということだと思っております。それが国家国民のためだと私どもとして認識しながら、これから先も取り組ませていただきたいと思っております。

藤原次長が申しましたような手続にこれから先、入らせていただきますが、本当にお疲れだとは思いますが、どうかこれにめげることなく、屈することなく、これから先も戦いを進めていかねばならないと。政治家みたいなお話を失礼をいたしました。

というわけでございまして、本日決定いたしました区域計画の内容も含めまして、各特区におきますプロジェクトの加速化に資するように、税制面からもさらなる要望を行っていきたいと考えているところでございます。

先般、平成28年度の税制改正要望を締め切ったところでございますが、各特区の皆様方からの御提案も踏まえまして、特区で行う事業の所得金額から一定割合を控除できる所得控除制度の創設や、設備投資減税の延長等の要望を行っているところであります。

また、地方創生全体の観点から、これは伊藤補佐官からもお話し申し上げたところでありますが、舛添知事からの御提案も踏まえまして、これもかねてからずっとある課題

でございますが、都市農業の振興に関する税制措置の検討についても要望いたしているところでございます。これは都市農業とはいったい何なのだという議論が昔からございまして、これは甲論乙駁というか、両方からいろいろな議論があるわけでございます。私も議員になった29年前から都市農業とは何だという議論にはかかわってきたつもりでございますが、いずれにいたしましても、何らかの形でこれに道筋をつけたいと考えております。議論のための議論をいつまでしても仕方がないのでありまして、これが全体の国家のためだということで、道筋をつけたいと考えているところでございます。

これからまた年末に向けまして、いろいろな議論が進みます。繰り返しますが、議論だけしていても仕方がない。最後は政治の決めの問題でございますので、どうかそれに資するような御意見、御提案、御議論を賜りたいと思っているところでございます。

お疲れさまでした。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤原次長 石破大臣、ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、合同区域会議を終了いたします。

次回日程につきましては、後日連絡を申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。